**令和７（2025）年度栃木県病院医師現況調査記入要領**

* 令和７（2025）年４月１日現在の状況を記入してください。
* 締切りは、令和７（2025）年５月１６日（金）とします。
* 調査票は、以下の３種となっております。様式１、４については全病院、様式２、３については該当する病院のみ御提出ください。

・様式１：「１　基本情報」「２　現員医師数」

・様式２：「３－１　専門研修プログラム履修者の状況（基幹施設用）」

※**基幹施設**としてプログラムを有している「診療科または領域」について記入してください。

・様式３：「３－２　専門研修プログラム履修者の状況（連携施設用）」

※**連携施設**になっている「診療科または領域」について、プログラム履修中の全ての医師を記入してください。

・様式４：「１．現員医師数の詳細」「２．医師の派遣依頼状況」

※「１．現員医師数の詳細」のうち「望ましい常勤医師数」には、病院が考える現行の診療（医療）を安全に提供するために必要な人数を記入してください（体制拡充や新規事業のための人数は含まない）。

* 調査結果を報告する上で必要となりますので、「１　基本情報」の「調査内容等の問い合わせ先」ついては、必ず全項目に記入してください。
* 「２　現員医師数」については、専門研修プログラム履修医師を含む人数を記入してください。
* 常勤医師が複数の「診療科または領域」に従事している場合は、主たる「診療科または領域」についてのみ記入してください。
* 「診療科または領域」の区分は、新専門医制度における基本領域としています。該当する「診療科または領域」がない場合は、最も近い区分に入れてください。

（例）消化器内科・循環器内科等は内科に含めて記入してください。

* 非常勤医師については「年齢区分」別には記入せず、「診療科または領域」の常勤換算数の合計のみ記載してください。

|  |
| --- |
| １ 常勤医師の定義  (1) 常勤医師とは原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。  (2) 病院で定めた医師の１週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上を勤務している医師を常勤とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。  ２ 非常勤医師の常勤換算  (1) 原則として、非常勤医師については、１週間の当該病院の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、１週間の当該病院の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。  ※　当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の１週間の勤務時間の２倍とする |

* 常勤・非常勤の考え方、非常勤の常勤換算については、平成10年６月26日健政発777・医薬発574「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」を準用することとします。
* 本調査における非常勤の常勤換算は、令和７（2025）年４月１日～４月７日の１週間において、その職務に従事した勤務時間を、病院で定めた医師の１週間の勤務時間で除した数とします。（小数点第２位以下については切り捨てにし、0.0～0.1の場合は0.1としてください）